

令和8年度マンション総合対策モデル事業（老朽マンション対策モデル事業）
を実施する者の第2回公募についての公示

令和8年2月27日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、マンション総合対策モデル事業（老朽マンション対策モデル事業）を実施する者の第2回公募について公示します。

なお、本事業は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提であり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、令和8年度予算の国会における予算審議の状況により、補助金の交付申請の受付及びそれに対する交付決定の時期、事業内容の変更等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名 令和8年度マンション総合対策モデル事業
(老朽マンション対策モデル事業)

(2) 事業目的

本事業は、国が一定の要件を満たすマンションの管理・再生の円滑化に資する地方公共団体の先導的な取組に対して支援を行い、優良事例・ノウハウの横展開を図るとともに、管理組合が自主的・自律的にマンションの管理・再生を進めることが可能な持続的なシステムを構築することを目的としている。

(3) 事業内容

「管理不全マンション化を防止するための事業」及び「周辺に悪影響を及ぼしている管理不全マンションを再生させるための事業」を行うものであり、先導性を有するもの。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。なお、複数年度の事業を予定している場合は、募集要領による。

①令和8年4月上旬^{※1} ～ 令和9年3月31日

②令和8年6月下旬^{※2} ～ 令和9年3月31日

※1 令和8年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受付、それに対する交付決定の時期の変更等が生じる可能性がある。

※2 特別の事情があると認められる場合には、事業開始時期の前倒しを認める可能性がある。

(5) 提案の受付期間

提案の受付期間は、1. (4) の事業期間に応じ、以下の通り予定している。

- ①令和8年4月上旬以降の事業開始を予定している場合
令和8年3月13日(金)18:00まで(必着)
- ②令和8年6月下旬以降の事業開始を予定している場合
令和8年5月29日(金)18:00まで(必着)

2. 事業の要件等

補助対象の事業者は地方公共団体であり、募集要領「2.3 提案の対象となる事業の要件」に記載している要件に適合する事業であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付 鈴木、高松、大竹

電話 03-5253-8509

メール suzuki-k2fb@mlit.go.jp; takamatsu-s2by@mlit.go.jp;
ohtake-j26r@mlit.go.jp

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 1. (5) に記載のとおりである。

なお、予算上限に達した場合は当該時点までとし、予算上限に達した場合の新たな提出期限については、国土交通省ホームページ等で事前に案内することとする。

- ②場所 上記担当部局

- ③方法 上記担当部局へ応募書類3部を持参又は郵送にて提出。ただし、押印を省略した場合に限り、電子メールでの提出も可とする。電子メールで提案書を提出した際には上記担当部局へその到達を電話で確認すること。

※詳細は募集要領「5 応募方法」を参照すること。

4. 補助対象事業者の選定方法

1. (5) に記載する提案の受付期間内に応募があった地方公共団体の中から、学識経験者で構成する評価委員会による評価を踏まえ、国土交通省が採択し、応募者に通知する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)、不適切な行為の内容等の公表

- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等^{*}からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
- ・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
 ※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

(4) 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。
- (3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があるため、その旨あらかじめ了承すること。

(7) 詳細は募集要領による。